



税の申告が始まります!

準備は
お早めに!

申告期間は
2月16日～
3月15日
です!



2月16日(火)～3月15日(月)まで、確定申告(市県民税・所得税)の受付が行われます。確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間で得た個人の収入に対し、必要経費や控除額などを差し引いた額に課税される所得税の納付に関して、申告をする手続きです。

正しい申告をするため、また、申告時にあわてないためにも、必要書類の整理や収入・支出金額の集計などは、早めにご準備をお願いします。

どんな人が申告が必要なの?

■申告(住民税)が必要な方は:

- ①平成22年1月1日現在、**韮崎市にお住まいの方**

※ただし、次に該当する方は申告の必要はありません

- ◎確定申告書を提出される方
- ◎市内に住んでいる親族の扶養となつている方
- ◎1ヶ所からの給与所得のみで会社で年末調整が済んでおり、勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方(提出されているかどうか不明の場合は、勤務先に確認してください)
- ◎公的年金のみの収入で、社会保険料控除、医療費控除、生命保険や地震保険の控除、扶養控除等の各控除を受けない方

②平成21年中に収入の無い方も次のいずれかに該当する方

- ◎平成21年中に収入が無くて誰の扶養にもなっていない方
- ◎市外にお住まいの親族に扶養されている方

- ◎国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方
- ◎所得証明(非課税証明)書の交付が必要な方

☆年末調整された給与の他に、20万円以下の給与以外の所得がある方は、確定申告は不要ですが住民税の申告が必要です。

■申告について注意...

申告がないと、国民健康保険などの軽減適用や所得証明書などの発行ができない場合がありますので、期間中に必ず申告してください。

■申告が遅くなると...

期限を過ぎてから申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書が必要なときにすぐに交付を受けることが出来ませんのでご注意ください。



※市や税務署から申告の用紙が郵送で届かない場合でも、申告の必要がある方は、必ず申告を行ってください。

※確定申告を行う方は確定申告と別に市・県民税の申告をする必要はありません。

■お問い合わせ
税務課市民税担当 (内線153~155)



どうやって申告するの？



■受付について

申告相談の日程は次ページのとおりです。

受付は、書類の提出が出来る方から順次受け付けます。農業・営業所得などのある方は、収支をまとめてから申告相談にお越しください。

※会場で作成される方は、時間にゆとりをみて、おいでください。

■申告に必要な持ち物

◇共通

◎送付された申告用紙

※会場にも用意してあります。

◎各種控除に必要な書類

(生・命保険料、地震保険料等の控除証明書、社会保険料、国民年金の領収書など)

※書類が不足すると控除の受付ができません。

◎印鑑

◎扶養(配偶者) 控除の認定は、所得要件があるため被扶養者の所得がわかる書類

◇営業所得などの申告

◎収入支出がわかる書類(決算書
収支内訳書・領収書)

◇農業所得の申告

◎収入支出がわかる書類

(収穫量・販売数量、自家消費量、経費など)

※必ず集計をしてください。

◎農協や市場などで発行する収支証明書や領収書

◎動力稲刈機・田植機などを購入または買い替えた場合は領収書

◎大型農業用機械(コンバイン・トラクターなど)を買った場合は、販売証明書・領収書および保険料の領収書

◎耕作委託料などを支払った場合は、その領収書など

※委託内容が明記されたもの

◎堰費・土地改良費(維持管理費に限る)の領収書

◇給与所得の申告

年末調整した場合でも、その給与以外に20万円を超える所得があると確定申告が必要です。

◎所得税の源泉徴収票(原本)

※中途退職し、再就職していない方は、以前勤務していた職場に請求してご用意ください。

■介護認定を受けている方へ

介護認定を受けている65歳以上の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、特別障害者控除に該当する場合があります。

※詳細についてはお問い合わせください。

■お問い合わせ

福祉課福祉介護担当

(内線178~180)

■住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受けている方へ

平成21年度税制改正において、平成21年から25年までに居住し、所得税の住宅ローン減税制度を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において税額控除することとされました。(※申告は不要です)

また、平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲による所得税の減額で、控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方についても、従来どおり住民税から控除されますが、市町村への申告が不要になりました。これは、確定申告の添付資料や給与支払報告書等の改正により、住宅ローン控除額を、市区町村が把握できるようになったためです。

※なお、確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除を受ける場合の手続き方法は、今までと変わりません。

■還付申告について

給与所得者の、医療費控除・住宅ローン控除など還付申告は、2月16日以前でも、甲府税務署で受け付けています。

■お問い合わせ

甲府税務署

☎05512333111(署代表)
税務課市民税担当
(内線153~155)

申告期限間近になると
窓口は混雑します。
なるべく早めの申告を
お願いします。



【申告相談受付日程表】

	月 日	曜日	会 場	受付時間	備考 (税理士相談など)
各 地 区 申 告 相 談	2月16日	火	穴山公民館 (穴山ふれあいホール)	9:00 ~ 16:00	
	2月17日	水	中田公民館		
	2月18日	木	藤井公民館		
	2月19日	金	穂坂公民館 (穂坂コミュニティセンター)		
	2月20日	土	休		休
	2月21日	日	市役所1階 防災会議室		休日相談
	2月22日	月	円野公民館 (つぶらの会館)		
	2月23日	火	清哲公民館 (清哲会館)		
	2月24日	水	神山公民館 (武田の里ふれあいホール)		
	2月25日	木	旭公民館		
	2月26日	金	大草公民館 (大草ふれあいセンター)		
	2月27日	土	休		休
	2月28日	日	市役所1階 防災会議室		休日相談
	3月1日	月	竜岡公民館		
市 役 所 申 告 相 談	3月2日	火	市役所4階大会議室	8:30 ~ 16:00	税理士による無料相談会 10~12時 13~16時
	3月3日	水			
	3月4日	木			税理士による無料相談会 10~12時 13~16時
	3月5日	金			
	3月6日	土	休		休
	3月7日	日	休		休
	3月8日	月	市役所4階大会議室		
	3月9日	火			
	3月10日	水			
	3月11日	木			
	3月12日	金			
	3月13日	土	休		休
	3月14日	日	休		休
	3月15日	月	市役所4階大会議室		

※日曜日・日程後半は込み合います。各地区での申告、平日の申告をお勧めします。

今月の納税

税 目	納期限
固定資産税 第4期	3月1日(月)
国民健康保険税 第8期	
介護保険料 第6期	
後期高齢者医療保険料 第8期	

※口座からの引き落としは
2月26日(金)です。
残高不足にご注意ください。

■お問い合わせ
収納課 (内線165・166)

その他申告相談会

市と税務署との共同で住民税、事業税及び所得税の申告作成相談会・公的年金所得者の確定申告書作成相談会を次のとおり開催します。お気軽にご参加ください。

ただし、土地・建物及び株式などの譲渡・贈与・相続についての相談はお受けできません。



◆日時 2月9日(火)

- ・10時～12時 (公的年金所得者作成相談)
- ・13時30分～16時 (住民税、事業税及び所得税作成相談)

◆場所 市役所別館201会議室

◆お問い合わせ 甲府税務署 ☎055-233-3111

「(仮称)山梨県都市計画マスタープラン」地域別意見交換会を開催します!

県では、今後の都市づくりの方向性を示すため、県全域を対象とした「(仮称)山梨県都市計画マスタープラン」を策定中です。この計画に県民の皆様のご意見を反映させていただくため、県内各地で説明会及び意見交換会を開催します。

■日時 2月23日(火) 18時~

■場所 北巨摩合同庁舎 101会議室
(韮崎市本町四丁目2-4)

■内容
・基調講演 東京工業大学教授 中井検裕氏
・「山梨県都市計画マスタープラン(素案)」説明
・意見交換

■お問い合わせ
県土整備部 都市計画課 計画担当
055-223-1171
055-223-1172



「減災」とは、災害による被害を、できるだけ小さくすることです。大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力では、くい止めることはできません。『災害はひとごと』と思っていませんか・・・?

災害による被害は、私たちの日ごろの努力で減らすことが可能です。災害が起きてからでは間に合いません。「自分でできること」、「家族でできること」、「地域でできること」を平素から考えて、災害に備えておくことが大切です。

災害の恐ろしさを再度、認識するとともに、減災・防災について考えるフォーラムを開催します。市民の皆様のご参加をお待ちしております。

■日時 2月27日(土) 13時~15時30分

■場所 東京エレクトロン 韮崎文化ホール 小ホール

■定員 300名 ※入場無料

■内容
・減災協定締結式
・基調講演
「自然災害に安心できるまちづくり」
衆議院議員・元新潟県山古志村村長 長島 忠美氏

■お問い合わせ
総務課防災交通担当 (内線339・399)



子どもたちの未来のために… アイドリング・ストップを



アイドリング・ストップとは、自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、その他の理由により走っていない時(駐車時)にエンジンを止めることです。

市では、平成15年に「韮崎市アイドリング・ストップ条例」を施行しました。誰でも、駐車時にアイドリング・ストップを実行することにより、大気汚染の防止に貢献でき、騒音の防止にもなります。また、燃料費の節約にもなります。

例えば、合計10分間アイドリング・ストップをすれば↓乗用車で約140ccの燃料節約。
1日10分間アイドリング・ストップした場合、年間では↓乗用車で約51リットルの燃料節約(122kgのCO2削減)になります。(財)省エネルギーセンターより

アイドリング・ストップは一人一人が簡単に取り組むことのできる活動です。意識した運転を心掛けるようにしましょう。

■お問い合わせ
市民課環境政策担当
(内線131・132)

環境 シリーズ



e-Taxで 自宅やオフィス から簡単に申告 ができます!



自宅やオフィスからインターネットを利用して所得税・消費税の申告ができます。詳しくはe-Taxホームページ <<http://www.e-tax.nta.go.jp>> をご覧ください。

■お問い合わせ
甲府税務署
☎ 055-233-3111

「花と名水 美しい色の山梨」

「花と名水の魅力を全国に

市では、山梨県及び民間団体と連携して、JR東日本の協力を得て、平成22年4月から6月まで、「花と名水 美しい色の山梨」キャンペーンを実施します。

期間中は、「わに塚のサクラ」や「新府桃源郷」「甘利山のレンゲツツジ」など、春の花を巡るツアーで大勢の観光客が訪れることが予想されますが、観光客に「また韮崎市を訪れたい」と思っていただけのように、市民だれもが温かい「おもてなしの心」を持って、全国から訪れる観光客に接してください。

例えば、お客様とすれ違う際に「あいさつ」をする、道を探ねられたら面倒がらずに教えてあげる…これだけでも印象はずいぶん変わります。ちよつとしたやさしさやおもてなしが韮崎市を訪れた人の心を癒し、何よりの「旅の思い出」となりますので、皆様のご協力をお願いします。



週末は
山梨に
います。

●春の「花と名水」の見どころ

- 「わに塚のサクラ」
夜間ライトアップ
3月27日～4月4日
18時30分～20時30分
(開花状況で前後します)
- 「新府桃源郷」
・桃の花見会・お新府さん
・武田の里ウォーク
- 「信玄公祭り甲州軍団出陣」
・茅ヶ岳トレッキング
- 「深田祭り」
- 「甘利山のレンゲツツジ」

これらは一例で、韮崎市には、他にも多くの観光資源があります。そして、地元の人たちしか知らない、お薦めの観光スポットもたくさんあることでしょう。「花と名水 美しい色の山梨」キャンペーンにご協力をお願いします。

■お問い合わせ
商工観光課観光担当

(内線213・214)



環境

シリーズ

「猫は、家で飼いましょう」

この言葉に違和感を覚えた方はいますか？市には猫についての苦情や相談が多数寄せられますが、そのほとんどがマナーを守らない飼い主が原因です。「近所の猫が敷地内」にフンをして困っている」「家に来た猫に餌をやっていたら子猫を産んで増えてしまった」など、飼い主がマナーを守り飼っていれば未然に防ぐことができます。

猫を飼っている方へ

いることと同じであり、無責任ではられません。

猫は、家の中で飼うこと。家の外に出してしまったため、飼い主が分かるようにしておくこと。飼い猫以外には、絶対に餌を与えないこと。繁殖させる予定が無ければ、去勢・不妊の手術を行うこと(この場合、別表のとおり助成度があります)。

これらのことを守って飼うことによつて、近隣の方への迷惑となる原因を無くし、また、無計画な繁殖による野良猫の増加を抑制でき、ペットの楽しい生活を送ることができるのです。

〈別表〉

猫・手術費助成制度	
去勢	不妊
4,000円	5,000円

〈助成条件〉

- ・韮崎市に住所を有し、市税等を滞納していない方

※手術後の申請は受付できません。必ず手術前に申請してください。

■お問い合わせ
市民課環境政策担当

(内線131・132)

葦崎西中科学部

第53回日本学生科学賞 環境大臣賞受賞！

「チリ玉はなぜ成長するのか」葦崎西中学校科学部の研究が、中学・高校生の優れた科学研究を顕彰する「日本学生科学賞」で環境大臣賞を受賞、部員5名と顧問の横森立子教諭らが、横内市長に報告のため来庁しました。

葦崎西中学校科学部は現在部員数24名。今回受賞した理科自由研究に主に関わった生徒は7名、このうち昨年12月の中央審査には、受験準備などのため5名が参加。有識者15名、教育関係者25名という審査委員を相手に、5時間半説明や質問への受け答えを行い、厳しい審査を経験しました。



この研究は廊下の片隅に集まるチリの固まり、新校舎の廊下や階段になぜチリが集まってくるのか掃除中に抱いた素朴な疑問を研究として取り上げたものです。

受賞の経緯説明の後、自己紹介と賞状・トロフィーが披露され、市長からお祝いと激励の言葉が贈られました。

石井岳斗（たけと）部長は「みんなでやってきた研究を大学の先生や大勢の人に伝えることができたことが、一番うれしい。将来は科学に携わる仕事に就きたい。」後輩たちに対して「形（研究）は変わっても科学を楽しむ心を忘れないで活動を続けてほしい。」と語りました。



～自分たちでつくった味噌の味は?!「葦崎小学校」～



《味噌の蔵出し（きゅうりにつけて味見）12月8日》

葦小5年生児童63人は、自分たちが仕込んだ大豆でできた「味噌」を12月に蔵出しして、その変化を実感しました。12月21、22日葦崎町の食生活推進委員の方々の指導のもと、麺も地元産の小麦粉で手作りし、その「味噌」を使って郷土料理の“ほうとう”を作って試食。試食後の感想では「家でも作りたい。みんなで作って美味しくできてうれしい。」という声が聞かれました。郷土を知るきっかけとなり、食への興味や関心が高まることが期待されます。

市内小・中学校NEWS

市では“食育”の推進を行うため、市内小中学校においてさまざまな食育授業を行っています。葦崎小学校では1年生から6年生のすべての学年で“食”を通して地域の人たちとふれあい、交流を深めています。現在の5年生が、3年生から始めた「大豆のへんしん」の学習で、4年生の時自ら仕込んだ大豆は、本町の井筒屋醤油(株)さんで一年間管理していただき、風味豊かな美味しい「味噌」になりました。食生活推進委員さんの協力も今年で3年目になります。



《ほうとうづくり12月22日（5年2組）》

■お問い合わせ
教育課学校教育担当（内線263・264）

「防災防犯メールマガジン」

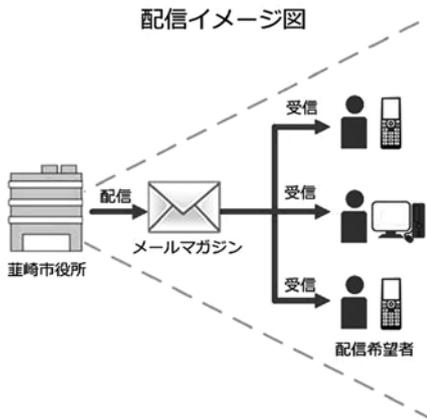
をご利用ください！

市民の皆様にご知らせするため市では昨年11月から「防災防犯メールマガジン」を発信しています。

これは防災行政無線を聞きもらしたり、市外にいて聞くことが出来なかつた場合などのため、携帯電話やパソコンへのメール配信を行なうものですので、どうぞご利用ください。

配信内容は、不審者情報、行方不明者情報、災害関連情報、防犯情報（振込詐欺）などになります。

なお、一回のメールに対し、概ね1円から3円のチケット通信料が受信者負担になります。



「メールマガジン

配信申込方法」

◇パソコンで登録する場合◇

- ① 蕪崎市オフィシャルホームページ (<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>) に接続し、「トップページ」右側「暮らしの便利帖」↓「メールマガジン」↓「メールマガジンの登録」の順に押してください。
- ② メールアドレス登録画面が表示されるので、「配信先メールアドレス」欄と「配信先メールアドレス再入力」欄に受信するメールアドレスを入力してください。
- ③ 登録していただいたメールアドレスに「やまなしくらしねっと」登録確認メール」が送付されます。メール本文中に記載されているURLより本登録の手続きを行ってください。
- ④ 本登録画面で再度メールアドレスを入力し、「OK」ボタンを押してください。
- ⑤ 登録完了となります。



◇携帯電話で登録する場合◇

- ① 携帯電話向けには「QRコード」を読み込んで登録することが出来ます。
- ② 携帯電話でQRコードを読み込み、蕪崎市防災防犯メールマガジン登録画面に接続してください。
- ③ 登録画面中の「メールアドレス」欄に受信するメールアドレスを入力し、「進む」ボタンを押してください。
- ④ 登録していただいたメールアドレスに「やまなしくらしねっと」登録確認メール」が送付されます。メール本文中に記載されているURLより本登録の手続きを行ってください。
- ⑤ 本登録画面で再度メールアドレスを入力し、「配信申込」ボタンを押してください。
- ⑥ 登録完了となります。



●ご利用上の注意
(必ずお読みください) ●

※市民の方が登録していただく情報はメールアドレスのみとなります。氏名・住所等の個人情報登録は一切ありません。またお預かりした情報は適切に管理させていただきます。

※この登録を行わないと、メールマガジンが配信されませんのでご注意ください。

※QRコードの読み込めない機種をお持ちの方は、携帯電話用蕪崎市オフィシャルホームページ (<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>) 内「暮らしの便利帖」より登録を行ってください。



■お問い合わせ

- ・メール配信の内容について
総務課防災交通担当 (内線 339・399)
- ・メールの登録方法について
企画財政課情報推進担当 (内線 283・284)



農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) の申出を受付けます



■ 申請方法
農林課窓口・市ホームページにある申出書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、農林課農林振興担当に提出。

■ 農用地区域の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きを行なう前に、農用地区域から除外する必要があります。

ただし、農用地区域からの除外を申請しても、転用目的・申請地・所有地等の状況によっては農用地区域から除外できない場合があります。

今回の受け付けは、農振除外後、早期の転用が確実で、転用目的が明確であり、緊急を要するものが対象となります。(大規模な計画や、具体性・緊急性に欠ける案件は、受け付けることができません)

■ 相談期間

2月8日(月)～17日(水)

■ 申出受付期間

2月15日(月)～26日(金)

※ 申出は期日厳守でお願いします。

■ 申出方法

農林課窓口・市ホームページにある申出書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、農林課農林振興担当に提出。

■ 除外要件

次の5つの除外要件を全て満たすものに限り受け付けます。

- ① 農用地区域(申出地)以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。
- ② 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ③ 担い手農業者等に対し、除外により安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
- ④ 農用地区域内の農業用排水施設の分断や、排水の障害等、農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

⑤ 国の直轄又は補助による土地改良事業、又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年から起算して、8年を経過した土地であること。

注：除外申出地が農用地区域から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度、農用地区域へ編入することとなります。

また、過去に農振除外した農地を事業計画の変更等により、引続き農地として管理していくこととした場合は、農用地区域への編入を申出ることができません。

■ 除外となるまでの期間

農振除外が決定されるまでの手続き期間は、相当な期間がかかることがあります。事業計画を検討する際にはご注意下さい。

■ お問い合わせ・提出先

農林課 農林振興担当
(内線2233～2225)
<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>



果樹共済へ 加入しましょう!



市では果樹共済加入金の1/3を補助します。また、果樹農家の果樹共済への全戸加入を推進しています。ぶどう・もも・すもも・りんごについては掛金負担が、軽減されます。(下図参照) 災害に備え、果樹共済に加入しましょう。



※ 3年間無事故の場合は「無事戻し制度」により掛金の1/3が戻ります。

■ お問い合わせ

○ 農林課農林振興担当 (内線224)
○ 北巨摩農業共済組合 ☎ 23-1111

農業委員会選挙人名簿 の縦覧が行われます

1月1日を基準日として調製する農業委員会選挙人名簿の縦覧を、次のとおり行います。農業委員会選挙人名簿は、本人から1月10日までに提出された申請書により調製され、この農業委員会選挙人名簿は、選挙が行われる年を関係することなく、毎年3月31日まで作成し翌年3月30日まで据置かれることになっていきます。

■ 縦覧期間・時間
2月23日～3月9日
8時30分～17時30分

■ 場所
市役所3階 総務課

■ お問い合わせ
農林課 農林振興担当
(内線2233)